

交流ロビー(交流棟)の利用について

1 利用許可の目的

生涯学習センターでは、県民の皆さんが日頃から取り組んでいる生涯学習活動の成果を発表する場を提供することにより、皆さんの学習意欲を高め、生涯学習の一層の振興を図ることを目的としています。

2 利用日及び利用回数等

(1) 利用日時 **金・土・日曜日、祝日** 午前10時から午後4時まで
※生涯学習センターの行事等でやむを得ず利用日等の変更をお願いする場合があります。**土・日曜日・祝日に、生涯学習センターの主催行事がある日を除きます。**

(2) 利用回数

1回1時間以内、年間1団体につき3回までを限度とします。
ただし、工作教室等は、1回3時間程度とします。

(3) 利用可能な範囲等

原則、ステージ上での活動に限ります。
工作教室等は、交流ロビーの半分程度の範囲内での活動に限ります。

3 利用料金 **無料**です。 ※電気製品等を持ち込む場合は、事前に相談願います。

4 利用許可の範囲

(1) 団体、グループ (**二人以上**) に限ります。
(2) 合唱、楽器等の演奏、芸能、工作教室など、生涯学習センターが認めた活動

5 利用の申請手続き ※受付時間 9時～17時

(1) 施設等の利用は、**3ヶ月前の初日** (休所日の場合は、その翌日) から受け付け、申し込み順とします。**重複した場合の調整が不可能な場合は、抽選とします。**
(2) 利用日が決定した日から2週間以内に**必要書類** (利用許可申請書・グループの概要) を生涯学習センター振興課へ持参し、許可を受けてください。
(3) 申請に当たっては、内容等を**事前に振興課と協議**してください。
なお、控室、リハーサル部屋が必要な場合は、必ず事前に振興課へ相談してください。
(4) 利用の許可は、1日1団体とします。

6 利用の制限

次の場合、利用の許可はできません。

(1) 営利、政治、宗教活動を目的とした利用と認められるとき。
(2) 岡山県条例及び規則に抵触するおそれがあるなど、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
(3) 利用許可申請に偽りや許可を受けた目的以外に利用したとき。
(4) 飲食物の提供や大音量の催し物など施設の管理・運営上、支障があると認められるとき。
※活動発表中でも、場合によっては利用の中止をしていただくこともありますので御了承ください。

7 その他

(1) 利用前に、振興課までお越してください。また、利用後は、振興課へ利用日誌を提出し、会場の確認を受けてください。
(2) 準備、片付け、看板等の設置、広報等は、利用者が行ってください。
なお、広報活動のうち、チラシ(A4版)、ポスター(A1版)について、生涯学習センター内に掲示を希望する場合は、事前に振興課に相談してください。(原則、利用日の1ヶ月前から掲示します)
(3) 貴重品等の管理については、利用者が責任を持ってください。万一の場合、生涯学習センター及び指定管理者は責任を負いません。
(4) 利用施設・設備等を損傷した場合は、直ちに振興課に届け出、その指示に従ってください。

8 お問い合わせ先

岡山県生涯学習センター 振興課
〒700-0016 岡山市北区伊島町3-1-1
TEL. 086-251-9751 FAX. 086-251-9757